第４章　障害福祉サービスの見込量・数値目標等

１　基本的な考え方

　基本理念（第２章）の実現に向け、障害のある人が自立した生活を営み、社会参加や自己実現を図るためには、障害の種別や特性に関わらず、すべての地域において安心して必要な障害福祉サービス等を受けることができる体制を整備する必要があります。

　この章では、必要な体制整備を図るため、障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画について、次の５つの方針のもと、障害福祉サービス等の必要量の見込みや確保策、県の地域生活支援事業の実施見込み等を示します。

　なお、バリアフリーぐんま障害者プラン８の計画期間は６年間ですが、障害福祉計画は国の基本指針により、計画期間が３年間と定められているため、３年に１度改定します。

５つの方針

１　地域間のバランスのとれた質の高い障害福祉サービス等の提供体制整備

２　施設入所、入院から地域生活への移行を推進

３　就労・定着支援の強化

４　障害のある子どもの一貫した効果的な地域支援体制の構築

５　相談支援体制の充実・強化

　また、地域生活への移行や就労支援、障害のある子どもへの支援などを着実かつ計画的に推進するため、次の７つの項目について、数値目標を設定します。

７つの数値目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

４　福祉施設から一般就労への移行・定着

５　障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備

６　相談支援体制の充実・強化

７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

　数値目標の達成に向けた取組については、今後事業化を目指すものも含まれており、関係団体や障害福祉サービス事業者など、関係者等の理解と協力を得ながら連携・協働して進めていくとともに、各年度における進捗状況を群馬県障害者自立支援協議会等において評価・検証し、必要に応じて事業や施策の見直しを行い、着実な推進を図ります。

　また、障害のある人の日常生活や社会生活の支援を進めるため、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業などが円滑に行われるよう、助言や情報提供などを行うとともに、県の広域的・専門的な役割として地域生活支援事業に取り組んでいきます。

　さらに、障害福祉の分野においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する感染防止に努めるとともに、今までの常識が大きく変わる「ニューノーマル」への対応が求められています。また、ＩＣＴ等の進展に伴う「デジタル化」の活用についても期待されています。県では、ニューノーマルやデジタル化への対応を進め、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

２　７つの数値目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

障害のある人が福祉施設から地域生活へと移行できる体制を整えるためには、一人ひとりの状況や本人の意思を尊重した住まいの場の確保や相談支援体制の充実等を図っていかなければなりません。県では、障害のある人の地域生活への移行を推進するため、次のとおり令和５年度末における目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：施設から地域生活へ移行する者の数(R2～R5の累計）

目標：９８人

備考：令和元年度末における施設入所者数（2,453人）の４％

　（国の指針）令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行

項目：施設入所者の削減数(R2～R5の累計）

目標：３７人

備考：令和元年度末における施設入所者数（2,453人）の１．５％

　（国の指針）令和元年度末時点の施設入所者数を１．６％以上削減

項目：令和５年度末時点の施設入所者数

目標：２，４１６人

【プラン７までの状況】

プラン５の目標であった平成17年10月～平成26年度末の地域生活への移行者数は、年間平均で34人、9年6ヶ月合計で325人が地域生活に移行し、概ね順調に推移してきました。プラン６では、さらに高い目標を設定し、平成26～29年度の４年間で310人を目標として取り組んできましたが、平成28年度までの実績では、年間平均の移行者数は31人に減少しました。プラン７では、平成29～令和２年度の４年間で222人を目標として取り組んできましたが、令和元年度までの実績では、年間平均の移行者数は12人とさらに減少し、同様に施設入所者数も目標との開きが大きくなってきています。

今後は、重い障害のある人などの受け入れが可能なグループホームや医療的ケアを行うことができるヘルパーを増やすなど、地域の支援体制を強化していくことが必要です。

○福祉施設から地域生活への移行者数

プラン７(H30～R2)

項目：平成29～令和２年度（4年間）の累計数

実績：合計３７人、年間平均１２人　※平成29～令和元年度の累計数

目標：２２２人

到達度：１６．７％

プラン６ (H27～H29)

項目：平成26～平成29年度（4年間）の累計数

実績：合計１２６人、年間平均３２人

目標：３１０人

到達度：４０．６％

プラン５(H24～H26)

項目：平成17年10月～平成26年度末（9年6ヶ月間）の累計数

実績：合計３２５人、年間平均３４人

目標：３６４人

到達度：８９.３％

○福祉施設入所者数

プラン７

項目：令和２年度末入所者数

実績：２,４５３人　　※令和元年度現在の実績

目標：２,３９６人

目標との差： △５７人

プラン６

項目：平成29年度末入所者数

実績：２,４６５人

目標：２,３９０人

目標との差： △７５人

プラン５

項目：平成26年度末入所者数

実績：２,４８６人

目標　２,４５２人

目標との差： △３４人

【主な取組】

地域生活への移行を進めるためには、福祉施設に入所している人が地域生活に対して安心感を持てるための支援や、相談支援体制の充実、住まいの場・日中活動の場などの社会資源の整備、地域における障害のある人に対する理解促進など総合的な施策の推進が必要です。また、重い障害や重複障害のある人、医療的ケアが必要な人など、特に支援の必要な人が、地域において必要なケアを受け、グループホーム等で安心して生活できるよう、支援する人材の育成・養成が重要となっています。県では、目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①地域生活に安心感を持てるための支援

○福祉施設入所中から地域移行後の生活を想定した生活訓練を行うことが重要であることから、個別支援計画を策定するサービス管理責任者等に対する資質向上研修を実施します。

○地域生活へ移行するためには、早い段階からグループホーム等の体験入居を行うことが重要であることから、地域生活支援拠点等の体験機会の場の活用促進を図ります。

○先々を見据えた「親なき後」の課題に対し、親なき後の生活が具体的にイメージできるよう、障害のある人の育成歴や特性、受診歴、利用しているサービス、配慮が必要なこと等を記入した群馬県手をつなぐ育成会が作成した「あんしんノート」の普及・啓発等に取り組みます。

②相談支援体制の充実・強化及び市町村との連携

○障害のある人のニーズに応え、障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるよう、市町村及び相談支援事業所における相談支援体制の充実・強化を図ります。

○地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの担当者を集めた会議を開催し、情報共有と課題検討を通じてセンター機能の充実・強化を図ります。

○市町村における地域生活への移行の状況や取組状況の把握を行い、県全体の取組を推進していきます。

③住まいの場・日中活動の場の確保

○地域生活に移行する際の住まいの場となるグループホームの整備や、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービスの充実に引き続き取り組んでいきます。また、重い障害のある人の受け入れが可能なグループホームや日中活動の整備が促進されるよう、施設整備費の助成や人材育成のための研修に取り組んでいきます。

④医療的ケアの必要な障害のある人等を支援する人材の育成・養成

○医療的ケアの必要な障害のある人を支援する人材を増やしていくため、重度訪問介護　従事者養成研修を実施していきます。

○行動障害のある人に対して、適切に支援できる人材を増やしていくため、強度行動障　害支援者養成研修を実施していきます。

⑤地域生活への理解、障害のある人等への理解の促進

○障害のある人が安心して地域で暮らす共生社会の実現のためには、地域住民の理解が必要であることから、権利擁護をはじめ、障害者差別の解消、障害のある人への理解を深めるための講演会等を開催するほか、広報・啓発に努めます。

福祉的就労・工賃の状況等

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適性に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場を持つことができるよう支援することが重要です。

障害のある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめとした雇用関係機関との連携強化など、一般就労に向けた取組を推進しているところですが、一般就労が困難である人にとって、福祉的就労の場となる就労継続支援事業所は、生産活動等を通じた生きがいの実現や社会参加、経済的な自立等の観点から重要な役割を担っています。

これまでも県は、就労継続支援事業所等における福祉的就労の対価として、施設を利用する障害のある人に支払われる工賃向上にかかる様々な事業に取り組んできました。

ここでは、工賃向上にかかる継続的な取組を推進するため、工賃向上計画を策定し、本県における工賃向上を図ります。なお、工賃向上計画は国の通知により、計画期間が３年間と定められているため、３年に１度改定します。

【計画の対象となる事業所】

この計画の対象事業所は、原則として就労継続支援Ｂ型事業所としますが、次の①から③の事業所において「工賃向上計画」を作成し、積極的に工賃の向上に取り組む場合には、就労継続支援Ｂ型事業所に準じて、この計画に基づく取組の対象事業所とします。

① 就労継続支援Ａ型事業所（非雇用型の利用者を対象とする）

② 生活介護事業所

③ 地域活動支援センター

【目標工賃】

この計画の最終年度における目標工賃（県内すべての就労継続支援Ｂ型事業所の平均工賃）については月額を２０，０００円、時間額を２４４円とし、各年度の目標額は次のとおり設定します。

令和３年度

目標工賃月額　１８，０００円

時間額　２２６円

令和４年度

目標工賃月額　１９，０００円

時間額　２３５円

令和５年度

目標工賃月額　２０，０００円

時間額　２４４円

＜目標工賃の考え方＞

前計画において目標とした平均工賃月額２０，０００円について、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、達成することは困難であると考えられますが、工賃は利用者の生活の一部を支える重要なものであることや、前計画の実績から向上してきていること、平成３０年度から就労継続支援B型事業所における報酬体系が前年度の平均工賃額が反映されることになり、事業所の安定的な運営の観点からも更なる工賃向上を目指す必要があることから、引き続き本計画においても前計画と同額の平均月額工賃を２０，０００円に設定し、工賃向上を推進していくこととします。

また、平均工賃時間額についても月額と同様に達成することは困難であると考えられますが、時間額の向上も月額の目標額を達成するうえで必要な要素であるため、本計画においても引き続き前計画と同額の目標額とします。

【具体的な取組】

◆事業所の取組

これまでも各事業所では工賃の向上に取り組んでいるところですが、障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで工賃のより一層の向上は重要な課題です。

各事業所においては、引き続き事業所ごとの工賃向上計画を作成し、目標工賃や取組内容について職員をはじめ利用者やご家族等とも共有して各事業所の実情に応じた工賃向上に取り組むとともに、個別支援計画に基づいた支援を通じて、利用者の就労に必要な知識や能力の向上を図ります。

①工賃向上計画の作成・検証

○事業所における経営方針を明確にするため、各事業所で作成する事業所工賃向上計画に基づき、利用者の工賃向上に取り組むとともに、毎年度、その取組を検証し、必要があれば計画や取組を見直すなど、ＰＤＣＡサイクルにより継続的な工賃向上を図ります。

②経営ノウハウの導入

○福祉サービスと民間的経営感覚の２つの視点が求められることから、コンサルタントなどの専 門家の活用や企業ＯＢの積極的な受入れなど、民間企業の有するノウハウや技術の活用、商品の開発や市場の開拓、作業能率の向上につながる職場環境の改善等に取り組むほか、県や市町村が実施する工賃向上に関する支援等の活用により、工賃向上を図ります。

③各主体との連携強化

○事業所が所持する経営資源やノウハウ、情報には自ずと限りがあることから、個々の事業所の強みを活かせるよう、同じ地域や同じ業種の事業所において共同の取組を進めるほか、他業種との連携にも取り組みます。

○県や市町村等の行政とも連携し、官公需の活用や、企業や地域住民に向けたＰＲをはじめ、様々な機会をとらえて、受注の拡大に取り組んでいきます。

④職域の拡大

○農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を図ります。

◆県の取組

各事業所においては、それぞれの実情に応じて工賃の向上に取り組みますが、県としても協働して、県内の事業所の全体的な工賃の底上げを図るため、次のような支援策や取組を行っていきます。

①優先調達の取組の推進

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、各年度に障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、優先調達の取組を推進します。

②広報・宣伝活動

○事業所の製品や受託可能な業務情報などについて、県ホームページ等を活用した広報に取り組みます。

③販路拡大・販売促進

○「あったかぐんまのハートバザール」をはじめとした共同販売会について、継続的に開催するとともに、来客数の増加を図るため事前の広報活動を積極的に行います。

○県庁舎等の公共施設やイベント等の開催時に事業所製品の展示を行うなど、販路の拡大と販売の促進を図ります。

④研修等の実施

○生産活動への企業的手法の導入や県内外の事業所の優良事例の紹介など、障害者の就労を支援する人材育成を図るため、事業所のニーズに応じたテーマで研修を企画・開催していきます。また、事業開始後間もない事業所を主たる対象とした研修や多くの地域が参加できるようにオンライン型の研修の実施等も検討します。

⑤コンサルタントの派遣

○障害者就労施設等で製造される商品や役務、施設の経営状況改善などに関する専門的なアドバイスを行うコンサルタント・専門家を派遣します。実施方法については事業所単体の改善を図るための個別派遣形式と、複数の事業所が共通の講義や事業所間の情報交換等を通じて改善を図るための集団受講形式を実施します。また、コンサルタント等の派遣の実施方法については、事業を開始後間もない事業所を主たる対象としたサポート等も検討します。

⑥共同化の推進

○障害者就労施設等への受注の調整・割り振り等の受発注のマッチング作業を行う障害者就労施設等で組織した「共同受注窓口」の運営を支援します。

○共同受注窓口については、会員事業所が増加することで、県外に向けた情報発信や民間企業からの受注の期待が高まることから、その普及啓発を行います。

⑦各事業所の工賃実績の公表等

○各事業所における工賃実績を公表するとともに、事例紹介などを行います。

⑧工賃向上推進会議の設置・開催

○工賃向上計画の進捗を図るため、工賃向上推進会議を設置し、県の目標工賃額と実績との比較などを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。この会議では、計画の進捗状況の把握等のほか、工賃向上に資する具体的な取組についても検討を行うとともに、県内の事業所の好事例などの情報収集・情報発信にも取り組んでいきます。

⑨農福連携の推進

○事業所の農福連携を推進するために、農業分野における施設外就労等のマッチング強化や、事業所への技術支援、販路拡大のためのマルシェの開催等に取り組んでいきます。

⑩職域の拡大

○農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を支援します。

◆市町村の取組

市町村においては、すでに事業所の工賃向上に資する様々な取組を行っているところですが、県では引き続き、市町村における取組を促進するとともに、市町村の取組状況の把握や情報提供を行うことで、その取組を支援し、工賃向上の取組を進めていきます。

なお、市町村における主な取組内容は次のとおりです。

①販路拡大・販売促進

○庁舎等を活用し、障害者施設等で作成した製品の販売のほか、製品の展示を行うなど、販売促進の取組を行います。

②官公需の発注促進

○障害者優先調達推進法に基づき、年度ごとに障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、全庁的な優先調達の取組を推進します。

③企業に向けた働きかけの充実

○市町村広報誌等に事業所への発注を促進する記事の掲載や、積極的に発注を行う地域の企業等の紹介、販売の協力依頼などの働きかけを行います。

④地域活動支援センター等への情報発信

○就労継続支援Ｂ型事業所以外の障害者施設等においても、利用者の工賃向上は重要な課題の１つとなっていることから、県内の障害者の地域生活を支援する観点から、地域活動支援センター等に情報提供を行うなど、広く情報発信等にも取り組みます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標（入院中の精神障害のある人の地域生活への移行等）

　精神障害のある人が、地域で安心して自分らしい生活を送るためには、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。県では、こうした支援体制を構築し、精神障害のある人の地域生活への移行を推進するため、次のとおり令和５年度末における目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：平均地域生活日数

目標：３１６日以上

（※「平均地域生活日数」とは、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数で、国の指針に基づき設定したもの）

項目：令和５年度における退院率

目標：入院後３か月経過時点　６９％以上、入院後６か月経過時点　８６％以上、入院後１年経過時点　９２％以上　（※国の指針に基づき算出）

項目：令和５年度末の長期在院者（１年以上の入院者）の数

目標：65歳以上 １,３４０人以下、65歳未満　９１５人以下　（※国の指針に基づき算出）

【プラン７までの状況】

プラン７では、精神障害者の地域移行を進めるため、新たに保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村又は各医療圏ごとに設置することを目標取り組んできましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、検討のための会議が当初の予定どおり開催できない中、工夫して取り組んでいる状況にあります。また、プラン６から続く精神科病院の早期退院率や長期在院者数については、グループホームの整備が進まない地域があるなど退院後の受け皿不足等の原因により、達成は厳しい状況にあります。

○入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

プラン７ (H30～R2)

項目：保健、医療、福祉関係者による協議の場　 ※実績は令和元年度

実績　9市町村　　目標　35市町村　　到達度　25.7％

項目：令和２年度の入院後３ヶ月経過時点の退院率　 ※実績は平成30年度

実績　61％　　目標　69％以上　　到達度　88.4％

項目：令和２年度の入院後６ヶ月経過時点の退院率　 ※実績は平成30年度

実績　78％　　目標　84％以上　　到達度　92.9％

項目：令和２年度の入院後１年経過時点の退院率　 ※実績は平成30年度

実績　85％　　目標　90％以上　　到達度　94.4％

項目：令和２年度末の長期在院者数（65歳以上）　 ※実績は令和元年度

実績　１,７４１人　　目標　１,５４６人　　到達度　40.5％

項目：令和２年度末の長期在院者数（65歳未満）　 ※実績は令和元年度

実績　１,２７４人　　目標　１,１０７人　　到達度　40.5％

プラン６ (H27～H29)

項目：平成29年度の入院後３ヶ月経過時点の退院率　※実績は平成28年度

実績　６４％　　目標　６４％以上　　到達度　１００％

項目：平成29年度の入院後１年経過時点の退院率　※実績は平成28年度

実績　８９％　　目標　９１％以上　　到達度　９７．８％

項目：平成29年度の長期在院者数

実績　３，０１８人　　目標　２,７１４人　　到達度　８９．９％

【主な取組】

精神障害のある人の地域生活への移行を進めるためには、退院に対する意欲を高めることや家族の理解、精神科病院との連携のほか、退院後の住まいの場や日中活動の場などが必要であり、保健・医療・福祉の関係者などで地域の課題を協議するなど、地域全体で支援する体制を構築することが重要です。県では、目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①地域生活への移行に向けた退院支援

○「ピアサポート活用事業」等を実施して、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進します。

【ピアサポート活用事業】

　地域で暮らす精神障害のある人が「ピアサポーター」として精神科病院を訪問し、入院患者に自らの体験を語ったり、相談・助言を行うことで、地域での生活に対する不安感の解消と退院意欲の喚起を図る事業。

○退院後生活環境相談員の設置や退院支援委員会の開催など、精神科病院における退院促進の取組を充実させるとともに、精神科病院と地域の保健・福祉サービスの連携による退院支援体制を強化します。

○措置入院となった精神障害のある人が退院後にどこの地域で生活することになっても、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けることができるよう、措置入院者の退院後支援に取り組みます。

○家族教室、家族相談等により、精神障害のある人を身近で支える家族を支援します。

②地域における精神障害についての理解の促進

○地域における精神障害についての理解を深めるため、心の健康づくり講演会を開催するなど、理解の促進を図ります。

③地域の精神保健体制の整備

○精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、保健福祉事務所や市町村、相談支援事業所等の相談機能の充実を図るため、相談支援従事者への研修を実施するほか、各地域の自立支援協議会等を通して医療と連携し、相談体制を整備します。

④住まいの場、日中活動の場の確保

○住まいの場となるグループホームが少ない地域の整備促進や日中活動の場となる障害福祉サービスの充実に取り組みます。

⑤保健、医療、福祉との連携

○県の保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通して、市町村の取組状況を把握し、県内全域で行政や医療機関、地域援助事業者等の連携強化を図ります。

○市町村又は各圏域ごとに設置された保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、議論が活発化し地域の課題解決につながるよう支援します。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

近年、障害のある人の重度化・高齢化や生涯を通じて継続的に地域生活を送れるよう「親なき後」の支援が課題となっています。こうした課題に対応するため、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、地域の状況に応じて、社会資源を最大限に活用しながら、県内市町村又は圏域において、次の５つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が求められており、令和２年度末までに県内ほとんどの市町村又は圏域で地域生活支援拠点等が設置されます。

　Ⅰ．緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制

　Ⅱ．一人暮らしやグループホーム入居のための体験機会の場の提供

　Ⅲ．ショートステイなど緊急時の受入体制の確保

　Ⅳ．医療的ケアの必要な障害のある人や重い障害のある人等に対して専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保

　Ⅴ．地域の様々なニーズに対応できる地域の支援体制づくり

地域生活支援拠点等の整備後は、地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準に達しているか等を関係者が評価・検証し、必要に応じて対応策等を検討し改善していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大する中、障害福祉サービス等事業所では、障害のある人が安心して生活できるよう、必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であり、感染防止に努めるとともにコロナ禍でのニューノーマルへの対応も求められています。地域生活支援拠点等も同様に各機能について、ニューノーマルへの対応が必要となります。

県では、地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、次のとおり数値目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標：令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年１回以上、運用状況を検証及び検討

【主な取組】

　地域生活支援拠点等は、市町村協議会等で地域の状況を踏まえた整備がされており、整備後も市町村協議会等での運用状況の検証及び検討が重要となります。県では、各市町村協議会の検証及び検討状況を把握して情報共有を図るとともに、共通課題の検討や情報提供を通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①市町村協議会の支援

○群馬県障害者自立支援協議会では、市町村協議会への支援としてアドバイザー派遣等を行っており、市町村協議会での検討に資するよう、地域生活支援拠点等が有する機能の充実についても情報の収集・提供、助言などを行います。

②障害者の地域生活支援の充実

○障害者のライフステージに沿った自立支援や、「親なき後」を見据えた地域生活を支援する観点からグループホームの果たす役割は大きいため、グループホームの整備推進を図るとともに、体験利用の機会や場の確保策について検討を進めていきます。

③基幹相談支援センターの支援

○地域生活支援拠点等において中心的な役割を果たす基幹相談支援センターについて、　県内のセンター担当者を集めた会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対策等を含　め、情報共有と課題の検討を通して地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図ると　ともに、未設置地域については、引き続き、市町村等へセンターの設置を働きかけま　す。

④緊急受入体制の機能強化支援

○地域生活支援拠点等で必要な機能の１つである緊急受入体制について、各市町村等で　支援の難しい医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所の設置促進が図られ　るための開設支援を行うことや強度行動障害者への支援策の検討など、緊急受入体制　の機能強化支援に取り組みます。

（４）福祉施設から一般就労への移行・定着に関する目標

障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで一般就労は重要な要素であることから、就労移行支援事業等の推進や労働施策、特別支援学校における就労支援策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めていきます。また、就労した人が職場で生き生きと働き続けることができるよう、必要な連絡調整や指導・助言等を行う就労定着支援事業を積極的に推進し、職場定着を支援していきます。

県では、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、プラン７での達成状況と今後の社会情勢・景気状況の影響を考慮し、次のとおり令和５年度における数値目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：福祉施設から一般就労への移行者数

目標：２１９人

備考：令和元年度実績（173人）の約1.27倍

　　　（国の指針：一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２７倍以上）

項目：就労移行支援事業の一般就労への移行者数

目標：１５３人

備考：令和元年度実績（113人）の約1.35倍

　　　（国の指針：就労移行支援事業の一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．３０倍以上）

項目：就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数

目標：２５人

備考：令和元年度実績（22人）の約1.14倍

（国の指針：就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２６倍以上）

項目：就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数

目標：４０人

備考：令和元年度実績（35人）の約1.14倍

（国の指針：就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２３倍以上）

項目：就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した者

目標：７割

　　　（国の指針：令和５年度の就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者のうち７割が就労定着支援事業を利用）

項目：就労定着支援事業の就労定着率が８割以上の事業所

目標：７割以上

　　　（国の指針：就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上）

【福祉施設から一般就労への移行者数とは】

福祉施設を利用している障害のある人のうち、一般就労した人の数。ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練のサービスを指す。一般就労には一般企業・法人等への就職のほか、内職などの在宅就労（テレワーク）や自ら起業した人、自営業の人も含む。

【プラン７までの状況】

障害のある人の一般就労への意識の高まりや就労支援策の充実などにより、一般就労への移行者はプラン７までゆるやかに増加しています。実際、民間企業における障害者雇用率は年々引き上げられ、令和２年度末までに2.3％に引き上げられることから、就労への意識はさらに高まっています。が、県内の障害者雇用率は法定雇用率（現行2.2％）を下回っており、改善が必要な状況が続いています。また、今後の社会情勢の影響から、景気状況の悪化も懸念されるため、今後の障害のある人の就労移行支援については大きな課題となっています。

また、近年では、一般就労した障害のある人の離職が多くなっており、就労時の適切なマッチングや職場の定着支援についても課題となっています。

○福祉施設から一般就労への移行者数

プラン７（H30～R2）

項目：令和２年度中の一般就労移行者数　※実績は令和元年度

実績：１７３人　目標：２１０人　到達度：８２．４％

プラン６(H27～H29)

平成29年度中の一般就労移行者数

実績：１５５人　目標：１５０人　到達道：１０３．３％

【主な取組】

福祉施設から一般就労への移行をさらに進めていくため、群馬労働局・ハローワーク、特別支援学校、市町村等の関係機関と連携・協働した施策を引き続き進めていきます。また、身近な地域で就労移行支援事業等を利用できるよう、必要な福祉施設の確保に取り組むとともに、一般就労に移行した障害のある人に対する職場定着支援の充実を図っていきます。

①一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

○福祉施設利用者の一般就労への意欲を高めるため、企業見学会等を開催するとともに、障害者就業・生活支援センターを中心に、求人情報の共有や就職先となる企業の開拓に取り組みます。

②企業等に対する働きかけ・支援

○事業主を対象としたセミナー等による障害者雇用に対する周知・啓発など、企業等への働きかけや支援に取り組みます。

③就労支援技術の向上

○就労移行支援事業所等の職員向けに、就労支援技術等の習得に関する研修を実施し、就労支援に関するスキルの向上を図ります。

④職場定着支援の充実と特別支援学校との連携

○障害者就業・生活支援センターにおいて、就職先企業への訪問や本人との面談等を通じて、職場定着の支援を行います。

○一般就労した障害のある人が、休日に余暇を楽しみ、安定した生活の中で就労を継続できるよう、特別支援学校等を活用して週末の余暇活動の場づくりを行います。

○就労定着支援事業について、適切なサービス提供が行えるよう、事業所の確保を図るとともに、円滑にサービスを提供できるよう事業者に対して助言・指導を行います。

⑤市町村協議会等との連携強化

○一般就労について、地域における課題や取組事例の共有を図るため、連絡会議を開催するなど、市町村協議会や群馬労働局等との連携を強化します。

【労働関係機関との連携】

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、障害のある人が、職業相談及び職業紹介を行う公共職業安定所（ハローワーク）や、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの関係機関を利用することが有用であることから、次のとおり令和５年度までの支援件数等を見込むとともに、引き続き、労働関係部局等との協力・連携を図りながら、福祉施設から一般就労への移行を進めていきます。

○労働施策関係の支援件数等見込み

項目：就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労へ移行した人数

令和元年度（実績）：１７３人

令和３年度：１９６人

令和４年度：２０７人

令和５年度：２１８人

項目：福祉施設から一般就労した者のうち、職業訓練を受講した人数

令和元年度（実績）：１５人

令和３年度：１６人

令和４年度：１８人

令和５年度：２１人

項目：福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所へ誘導した人数

令和元年度（実績）：４５４人

令和３年度：５１４人

令和４年度：５４４人

令和５年度：５７４人

項目：福祉施設から一般就労した者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けた人数

令和元年度（実績）：１２２人

令和３年度：１３２人

令和４年度：１３７人

令和５年度：１４３人

項目：福祉施設から一般就労した者のうち、公共職業安定所の支援を受けた人数

令和元年度（実績）：１１９人 １２９人

令和３年度：１２４人

令和４年度：１２６人

令和５年度：１４３人

【公共職業安定所】

・県内12箇所に設置されている公共職業安定所（ハローワーク）は、関係機関と連携し、就職に向けた準備から職場定着までの一貫した支援を行うほか、障害者就職面接会の実施や、事業所に対する障害者雇用の指導・助言等を行っている。

【障害者の職業訓練】

・地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した障害者委託訓練を機動的に実施する事業。

【障害者就業・生活支援センター】

・就職や職場への定着に当たって、就業支援担当者と生活支援担当者を配置して、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。

（５）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備に関する目標

障害のある子どもへの支援に当たっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長が育まれるよう留意することが必要です。そのためには、障害の疑いがある段階から、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が求められています。県では、支援体制の構築に向けて次のとおり目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：児童発達支援センター

目標：令和５年度末までに各市町村又は各圏域に１か所以上設置

　　　（国の指針：児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置も可））

項目：保育所等訪問支援を利用できる体制

目標：令和５年度末までにすべての市町村で利用できる体制を構築

（国の指針：すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築）

項目：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

目標：令和５年度末までに各市町村又は各圏域に１か所以上確保

（国の指針：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での確保も可））

項目：主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス

目標：令和５年度末までに各市町村又は各圏域に１か所以上確保

（国の指針：主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での確保も可））

項目：医療的ケア児（者）支援のための関係機関の協議の場

目標：令和５年度末までに各市町村又は各圏域に１か所以上確保

（国の指針：令和５年度末までに県、各圏域及び各市町村にそれぞれ１か所以上設置）

項目：医療的ケア児（者）に関するコーディネーターの配置

目標：令和５年度末までに各市町村又は各圏域にコーディネーターを配置

（国の指針：県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置（市町村単独での設置が困難な場合は都道府県が関与した上で、圏域での設置も可））

項目：難聴児支援のための中核的機能を有する体制

目標：令和５年度末までに県内で体制を確保

（国の指針：難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築）

【主な取組】

障害のある子どもが、より身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、適正な障害児通所支援事業所の確保に向けた検討や事業所職員の支援の質の向上を図るための研修を行うなど、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①児童発達支援センター等の設置支援

○地域の療育支援の中心的役割を果たす児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の未設置の地域について、市町村、既設の児童発達支援センターと連携し、設置に向けた支援を行います。

②市町村との連携強化

○地域における適正な障害児通所支援事業所の数や、サービスの内容、課題を把握するため、障害福祉サービスの支給決定を行っている市町村との連携を強化します。

③支援者の技術の向上

○障害児通所支援事業所等の職員に対し、子どもの特性に応じた支援技術の習得に関する研修を強化するほか、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底し、質の向上及び支援内容の適正化に努めます。

④医療的ケア児等の支援

○市町村、市町村協議会と連携し保健、医療、福祉、教育等の関係機関による協議の場　の設置を推進し、支援に関する課題と対応策を検討するとともに、医療的ケア児等へ　の支援を総合調整するコーディネーターを各圏域に配置します。

⑤難聴児等の支援

○児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等との連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

○新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会を設置します。

（６）相談支援体制の充実・強化に関する目標

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用する際に計画作成対応等を行う相談支援専門員の数は増加しています。また、相談支援専門員が所属する相談支援事業所への支援を含め、地域の相談支援体制の充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も県内市町村等で進められています。

さらに、令和３年度から社会福祉法の改正により、市町村が実施を検討する「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を包括的に支援する重層的支援体制整備事業が開始されます。当事業では、相談者の属性（障害、介護、子ども、困窮）などにかかわらず、地域の様々な相談を受け止め必要な機関へつなぐ機能、多機関協働の中核の機能や継続的につながりを続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた「相談支援」体制が求められています。

障害のある人が、自分に合った障害福祉サービス等を利用するため、入口対応等を担う相談支援は最も重要な要素の一つです。

県では、相談支援体制の充実・強化を図るため、次のとおり数値目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：相談支援体制の充実・強化

目標：令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

国の指針

　障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定

　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定

地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数の見込みを設定

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化には、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく必要があるため、市町村等で設置が進められている基幹相談支援センターや市町村で実施が検討される重層的支援体制の「相談支援」がその機能を担うことが想定されます。県では、各基幹相談支援センターとの情報共有を図り、共通課題の検討等を進めるとともに、重層的支援体制の実施を検討する市町村の取組支援を行います。併せて、相談支援従事者向けの研修開催などを通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①基幹相談支援センターの支援

○相談支援体制の充実・強化において重要な役割を果たす基幹相談支援センターについて、県内のセンター担当者を集めた会議を開催し、情報共有と課題の検討を通して、センターの機能強化等を図るとともに、未設置地域については、引き続き、市町村等へセンターの設置を働きかけます。

②相談支援従事者研修の実施

○県では、群馬県障害者自立支援協議会の活動として相談人材育成支援に係るアドバイザー会議を設置しており、当会議で障害のある人への相談支援が円滑に提供されるよう相談支援従事者研修のあり方や実施方法を検討し、相談支援の質の向上を図ります。また、市町村と役割分担をしながら各種研修を実施し、地域のリーダーとなる人材の育成・確保を図ります。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

近年、障害福祉サービス等の多様化や事業所の増加に伴い、事業者が障害のある人に対し、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。そのためには、各自治体職員が、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこと、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが重要となります。

県では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築のため、次のとおり数値目標を設定します。

【プラン８の目標】

項目：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標：令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

国の指針

・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数の見込みを設定

・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数の見込みを設定

・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数の見込みを設定

【主な取組】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図るためには、市町村と県が連携し、職員の資質向上、障害福祉サービス等の利用状況の把握や障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等の提供ができているのか検証を行うことなどが重要となります。県では、障害福祉サービス等事業者への適正な指導監査を実施し、関係市町村等との情報共有を図るとともに、市町村職員を含めた障害関係者向けの各種研修実施を通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①障害福祉サービス等事業者への適正な指導監査及び関係市町村との情報共有

〇県指定の障害福祉サービス等事業者へ実施する適切なサービス提供に資するための実地指導等の指導監査結果について、研修会等において関係市町村等と情報共有しサービスの質の向上を図ります。

②障害福祉サービス等に係る各種研修の開催

〇県開催の障害福祉関係業務担当新任職員研修会や障害者虐待防止・権利擁護研修等を　通じて、障害者総合支援法の具体的な内容の理解促進を図り、市町村等職員の資質向上を支援します。

③障害者自立支援審査支払等システム等の分析・活用

〇国民健康保険連合会の障害者自立支援審査支払等システムのデータから、エラー情報や加算減算情報を抽出・分析し、県及び市町村自立支援協議会等での検討や関係者等へ情報発信するなど、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、既存データの活用に取り組みます。

３　障害福祉サービス等の必要見込量と確保策

障害福祉サービス等の種類ごとの必要量については、国が定める基本的な指針や県　の基本的な考え方、現在の利用実態等を踏まえたうえで、利用したい人が、できるだけ身近な地域で安心して円滑にサービスを利用できるよう、各市町村が見込んだサービス必要量を集計し、県全体及び障害保健福祉圏域ごとにサービス必要量を見込み、その確保に取り組んでいきます。

【国が定める基本的な指針】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 （平成18年厚生労働省告示第395号）

【県の基本的な考え方】

以下の５つの方針に基づき、サービス必要量を見込み、確保に取り組みます。

　１　障害の特性や地域間のバランスのとれた質の高い障害福祉サービスの提供体制整備

　２　施設入所や入院から地域生活への移行を推進

　３　就労・定着支援の強化

　４　障害のある子どもの一貫した効果的な地域支援体制の構築

　５　相談支援体制の充実・強化

【現状とサービス必要量の分析】

現状とサービス必要量を分析するに当たって、比較する期間を合わせるため、過去４年間と 今後の４年間を比較しました。

○利用実績

令和２年３月の利用実績と平成28年３月の利用実績を比較して伸び率を算出

○必要量見込み

令和２年３月の利用実績と令和６年３月のサービス必要見込量を比較して伸び率を算出

【障害保健福祉圏域の設定】

障害者総合支援法第89条第２項第２号及び児童福祉法第33条の22第２項第２号の規定に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を次ページの表のとおり設定し、これを「障害保健福祉圏域」とします。

なお、障害保健福祉圏域は、保健医療サービスとの連携を図る観点から、群馬県保健医療計画において設定する「二次保健医療圏」と同一のものとして設定しています。また、群馬県高齢者保健福祉計画における「高齢者保健福祉圏域」とも同一のものとなっています。

【障害保健福祉圏域の概要】

圏域名：　前橋

構成市町村：　前橋市

人口：　331,876人

面積：　311.64平方キロメートル

圏域名：　渋川

構成市町村：　渋川市、榛東村、吉岡町

人口：　109,859人

面積：　288.86平方キロメートル

圏域名：　伊勢崎

構成市町村：　伊勢崎市、玉村町

人口：　246,504人

面積：　165.14平方キロメートル

圏域名：　高崎安中

構成市町村：　高崎市、安中市

人口：　422,699人

面積：　735.75平方キロメートル

圏域名：　藤岡

構成市町村：　藤岡市、上野村、神流町

人口：　65,445人

面積：　476.64平方キロメートル

圏域名：　富岡

構成市町村：　富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

人口：　67,770人

面積：　488.52平方キロメートル

圏域名：　吾妻

構成市町村：　中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町

人口：　51,509人

面積：　1,278.27平方キロメートル

圏域名：　沼田

構成市町村：　沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

人口：　76,643人

面積：　1,765.75平方キロメートル

圏域名：　桐生

構成市町村：　桐生市、みどり市

人口：　155,451人

面積：　482.80平方キロメートル

圏域名：　太田館林

構成市町村：　太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

人口：　398,614人

面積：　368.96平方キロメートル

合計（３５市町村）

人口：　1,926,370人

面積：　 6,362.33平方キロメートル

　※資料：「群馬県年齢別人口統計調査」（群馬県統計課）、「群馬県統計年鑑」（群馬県統計課）

※人口は令和２年10月１日現在

（１）障害福祉サービスの動向

令和２年３月の障害福祉サービスの利用者数は、県全体で延べで約25,000人となり、平成28年３月からの４年間で5,000人以上増加しています。地域で生活する障害のある人の増加に伴って、グループホーム入居者は500人以上増加し、訪問系サービスの利用者も100人以上増加しています。また、障害のある人の自立が進む中、就労移行支援、就労継続支援や就労定着支援の利用者は1,300人以上増加しています。障害児支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が急速に進み、４年間で利用者が約２倍に増加しています。

障害福祉サービスは、令和５年度には県全体で延べ約30,000人が利用する見込みとなっています。地域生活への移行や一般就労への移行はさらに加速することが予想されることから、今後の利用見込みに合わせて、グループホームや就労系サービス事業所の確保を図っていく必要があります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスは今後も増加傾向にあり、障害のある子どもの健全な発達を支援するための体制整備を進めていくことが求められています。

（２）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

【現状と課題】

地域生活への移行や障害のある人の高齢化を背景に、県全体では４年間で利用者数が約100人以上増加しています。圏域では、藤岡圏域の利用量が２割以上伸びています。

全ての圏域で事業所が整備されており、供給体制は概ね順調に整備されています。

【必要量見込み】

障害のある人の地域生活への移行が進む中、重い障害のある人の中にも地域で生活することを希望する人が増えてきています。こうした状況から、引き続き、サービス必要量は増加し、令和５年度までに利用者が約１割増加する見込みとなっています。圏域では、吾妻、沼田圏域での利用量が大きく増加する見込みとなっています。

【確保のための方策】

訪問系サービスは、障害者の地域生活を支える重要なサービスです。地域で生活する障害のある人の増加に伴って、訪問系サービスは量的にも質的にもさらにニーズが高まることが見込まれています。

今後、増加することが見込まれる重い障害のある人に適切な対応ができるよう、たんの吸引等の医療的ケアに対応できる人材を養成し、重度訪問介護や医療的ケアを提供できる事業者の確保を図ります。

また、視覚障害のある人に対する同行援護や行動に困難を有する知的障害や精神障害のある人に対する行動援護の円滑な実施を促進するため、従業者の養成にも積極的に取り組みます。

（３）日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、

就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）

①生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練）

【現状と課題】

日中活動の中で利用者が最も多い生活介護の利用量は県全体で緩やかに増加しています。供給体制は県全体では充足していますが、圏域によって事業所数や定員に偏りが大きく、供給体制のバランスが課題です。

自立訓練（機能訓練）は利用者数が横ばいとなっています。対象者が少ないサービスであることや専門的な技能が必要であることから、県内に事業所が少なく、遠距離のため利用を控えるなどの潜在的な利用希望の把握が課題です。

自立訓練（生活訓練）は、事業所数の増加に伴って４年間で利用量が２倍以上に増加しています。新たに事業所が設置された圏域では利用者が増加していることから、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

【必要量見込み】

生活介護のサービス必要量は、今後も緩やかに増加していく見込みとなっています。特に沼田、太田・館林圏域では大幅な定員不足が見込まれることから、事業所の整備が必要な状況です。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、潜在的なニーズを踏まえ、利用者が増加することが見込まれていることから、適切なニーズの把握が求められます。

【確保のための方策】

地域生活へ移行する障害のある人は今後も増加することが見込まれることから、「日中活動の場」として生活介護等の充実を進めていく必要があります。生活介護は、県全体では供給体制が充足していますが、圏域間のバランスをとっていけるよう、県障害者自立支援協議会等を通じて、市町村の協議会に働きかけを行っていきます。

また、自立訓練については、より身近な地域でサービスを利用できるよう、共生型サービスを積極的に活用するなどして供給体制の確保を図っていきます。

②就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）・就労定着支援

【現状と課題】

障害のある人の自立が進む中、企業等へ就職（一般就労）するための訓練等を行う就労移行支援や就労継続支援を利用する人は年々増加し、いずれのサービスも４年間で２割以上増加しています。

就労移行支援は、圏域によって利用状況に差があり、藤岡、吾妻圏域では利用者が大きく増加しているのに対して、前橋、桐生圏域では、利用者が減少しています。利用者が減少している圏域においては、就労ニーズが増大している精神障害のある人に対応した事業所を整備するなどの検討が求められます。

就労継続支援（Ａ型）は、事業所数の増加とともに利用者が２倍以上増加しています。特に前橋、高崎・安中、伊勢崎圏域など、都市部での増加が顕著です。３圏域ではまだ事業所がなく、県内全域での事業所整備が課題です。

就労系サービスの中で利用者が最も多い就労継続支援（Ｂ型）は、県内で3,000人以上が利用しており、利用量は1.3倍に増加しています。就労継続支援Ａ型の事業所がない吾妻圏域や沼田圏域で利用量の増加が顕著です。

平成30年度に創設された就労定着支援は、本人との面談や企業訪問等を通して、一般就労した障害のある人の就労及び社会生活に関する悩みや課題等に対応し、安心して働き続けることができるよう支援するサービスです。令和２年度末現在で72人が利用していますが、圏域によって利用状況に差があります。

【必要量見込み】

今後も一般就労を希望する障害のある人は増加することが予想されることから、就労移行支援や就労継続支援（Ａ型）のサービス必要量はさらに増加する見込みとなっています。事業所がない圏域や少ない圏域では、利用を希望する人に対応できるよう、事業所を整備していくことが必要です。

就労継続支援（Ｂ型）は、今後も利用者は増加するものの、増加割合は落ち着いてくる見込みです。令和５年度には、８圏域で事業所の整備が必要な状況です。

就労定着支援は、今後も利用者は増加することが予想され、令和５年度には190人以上の利用を見込んでいます。

【確保のための方策】

就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援については、いずれのサービスも引き続き増加していくことが見込まれています。こうしたニーズに適切に対応できるよう、供給体制の充実を進めていきます。

就労移行支援は、事業所の不足が見込まれる圏域に対し、必要な情報把握と情報の提供を行い、市町村と連携を密にして事業所の確保に取り組んでいきます。

また、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）は、令和５年度までにの圏域で事業所の整備が必要なため、企業や社会福祉法人等への働きかけや、既存事業所の施設改修による定員増を働きかけていきます。

③療養介護・短期入所

【現状と課題】

重症心身障害のある人や医療的ケアの必要な人が利用する療養介護は、利用者がほぼ横ばいの状況です。近年、医療を必要とする利用者の重度化・高齢化が進んでおり、専門性を持つ職員の確保が課題となっています。

緊急時の対応や親なき後を見据えた体験の機会を提供する短期入所は、障害のある人の地域生活を支えるうえで不可欠なサービスですが、４年間で利用者が１割減少しています。利用ニーズが休日等に集中しやすいことや、利用を希望する施設が限定されやすいことから、不足感が強く、供給体制だけでなく利用方法の検討が課題です。

【必要量見込み】

療養介護の利用者は緩やかに増加する見込みです。圏域ごとの大きな差はありません。

短期入所は、障害のある人の高齢化や親なき後の支援の観点から、利用者はさらに増加していく見込みです。体験利用など、より幅広いニーズが予想されることから、利用量に比べ、利用者の伸び率が高くなっています。

【確保のための方策】

療養介護は、県内全体での供給体制は充足している状況です。医療機関において提供されるサービスであることから、医療と福祉の連携をより一層強化し、サービスの質の確保を図っていくことが必要です。県では、重症心身障害のある人等が安心して利用できるよう、必要なサービス等を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、利用者に対するきめ細かい支援を行うとともに、圏域における課題の抽出や社会資源の開発を推進するよう支援していきます。

短期入所は、地域で暮らす障害のある人の増加に伴い、利用ニーズはさらに高まることが予想されることから、施設整備費助成の加算や入所施設の空床を有効活用するなどして供給体制の充実を図るとともに、円滑な利用方法の検討を行っていきます。また、医療型短期入所については県内に６施設と少ないことから、医療機関への制度説明や設備整備費助成等により充実に取り組んでいきます。

（４）居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立生活援助）

【現状と課題】

地域生活への移行が進む中、共同生活援助（グループホーム）の利用者は４年間で３割以上増加し、県内で2,200人以上が利用しています。圏域では、高崎・安中、藤岡、沼田圏域で４割以上増加しています。また、圏域によっては利用実績と供給体制に開きがあり、自宅のある圏域から離れた圏域で生活している利用者が多いことがうかがえます。

共同生活援助（グループホーム）は地域での生活を希望する人の居住の場として重要な役割を担っているため、潜在的ニーズや不足感が強く、また、供給体制の差が大きいことから、圏域間のバランスのとれた事業所の整備が課題です。

施設入所支援は、在宅で生活する障害のある人が増加する中、県全体では入所者が減少していますが、一部の圏域では待機者も多く、入所者が増加している圏域も見られます。

宿泊型自立訓練は、共同生活援助（グループホーム）の整備が進む中、自立訓練を利用しないで地域生活に移行する人が増えており、４年間で利用者は３割減少しています。

自立生活援助は、令和元年度末時点で渋川圏域のみ事業所が整備されており、障害者の地域生活への移行が進む中、全県的な事業所整備を図っていくことが課題です。

【必要量見込み】

共同生活援助（グループホーム）は、今後も引き続き、利用者の増加が見込まれています。令和５年度には、県全体で134人の定員不足が見込まれ、ほとんどの圏域でグループホームの整備を進めていく必要があります。

施設入所支援は令和５年度までに約２％減少していく見込みです。待機者の動向を見ながら、真に施設入所支援が必要な人が適切に利用できるよう定員数を調整していく必要があります。

宿泊型自立訓練については、潜在的なニーズを踏まえ、利用者の増加が見込まれていますが、県全体では供給体制に大きな不足はない状況です。

自立生活援助は、現状、サービス同様の支援を各圏域の相談支援事業所などが担っており、地域移行の推進に伴い、市町村協議会の中でもサービスの必要性について検討されるなど、潜在的なニーズを踏まえ、必要量を見込んでいます。サービス利用期間は、原則１年間のため、各圏域の必要量見込みの数値は横ばいで推移する見込みとなっています。

【令和５年度までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数】

令和２年度末の必要入所定員総数を2,539人と設定していましたが、令和２年10月現在の定員総数は2,564人と、設定より多くなっています。地域生活への移行をさらに進めるとともに、真に入所支援が必要な人に対して施設入所支援のサービスを提供できる体制を確保するため、各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

【確保のための方策】

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親元から自立して生活する人は、今後も増加し、こうした方々の住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）のニーズはさらに高くなってくることが予想されます。特に、地域への移行に併せて今後は重い障害がある人の利用も見込まれることから、県では、重い障害がある人にも対応した共同生活援助（グループホーム）について、積極的に整備を進めていきます。

また、共同生活援助（グループホーム）の設置に当たっては、消防法や建築基準法等の関係法令等を遵守し、利用者の安全・安心な生活の場の確保に努めるとともに、運営事業者に対して適切なサービス提供を促していきます。

施設入所支援は、日常生活の支援に加え、将来を見据えた支援を行えるよう、施設従事者の資質向上に取り組みます。

宿泊型自立訓練は、事業所が限られていることから、適切なニーズの把握と利用につなげていけるよう、相談支援従事者の資質向上に努めます。

自立生活援助は、一人暮らしを希望する障害のある人のみでなく、親なき後の支援としても有効なサービスです。利用者の希望に適切に対応できるよう、必要な情報の把握と迅速な情報提供を行います。また、市町村協議会でサービスの必要性について検討されていることを踏まえ、県障害者自立支援協議会でも、引き続き、課題等の検討を行い、地域による供給体制に偏りが生じないよう、全県的な事業所整備の推進を図ります。

（５）相談支援（計画相談支援(障害児相談支援）、地域移行支援、地域定着支援）

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活するうえで、本人や家族などが相談できる環境や、障害福祉サービス等の情報提供など、相談支援体制の充実を図る必要があります。

計画相談支援の増加に対応するため、研修等により相談支援専門員の養成を継続して行っていくことや、サービス等利用計画の質の向上を図ることで、引き続き、相談支援体制の整備に努めることが求められています。令和２年４月から相談支援従事者初任者研修及び現任研修について、講義科目・時間数の拡充やＯＪＴの追加等が行われ、より相談支援専門員の質の向上が図られることとなっています。

地域移行支援や地域定着支援については、全体として利用者は増えていますが、一部圏域の利用者の増加が著しく、利用者が全くいない圏域も見られます。地域移行を進めていくうえでこれらのサービスは重要であるため、引き続き、サービスの供給体制を整えるとともに、今後サービスを必要としている利用者の方への適切なサービス利用につなげていくことが課題です。

【必要量見込み】

障害福祉サービスの利用者は今後も増加することが見込まれることから、計画相談支援は、今後も増加見込みとなっており、令和５年度には利用者が２割近く増加する見込みです。今後も県内全域で相談支援専門員の養成を行い、相談支援事業所や相談支援専門員の確保を進めていくことが必要です。

地域移行支援・地域定着支援は、地域移行の推進に伴い、今後利用者が増加していく見込みとなっています。一方、事業所数は県全体で減少傾向にあり、今後利用者が増加した場合サービスを適切に供給できない可能性があります。障害のある人のニーズに適切に対応できるよう、相談支援専門員の更なる質の向上を図るとともに、引き続き、サービス供給体制の整備を進めることで、地域生活への移行をさらに促進させていくことが求められています。

【確保のための方策】

障害のある人やその家族等が自立した生活を送るためには、地域の相談支援体制の整備・充実が重要になります。引き続き、群馬県障害者自立支援協議会において、広域的観点から県内の相談支援体制の整備の方策について協議するとともに、アドバイザーを配置し、市町村協議会と連携しながら、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。加えて、相談支援従事者に対する研修を充実・強化し、相談支援専門員の資質向上と人材の育成・確保を図り、今後、サービスの需要増加が見込まれる地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助の供給体制を整えることで、障害のある人の地域移行を促進します。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに対しては、障害のある人等の相談や情報提供及び地域の相談支援事業所等との連携強化のため、センター間の情報共有や課題検討を行う場を設け、センターの充実・強化を図るとともに、未設置地域については、引き続き、センターの創設を働きかけます。

（６）障害児支援　（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、

保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援、医療型児童発達支援、福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援）

①障害児通所支援

【現状と課題】

児童発達支援の利用者は、４年間で約２倍に増加しています。圏域では、沼田、太田・館林圏域で利用者の増加が顕著です。全圏域に事業所は整備されていますが、児童発達支援センターが未整備の圏域が３箇所あります。また、平成30年度から始まった居宅訪問型児童発達支援について、まだ供給体制ができていないことが課題です。

放課後等デイサービスは、４年間で利用者・利用量ともに約２倍になっています。利用者の増加に伴って事業所も急増していることから、サービスの質の確保を図ることが求められています。また、在宅で生活する重症心身障害児や医療的ケア児に対応できる事業所を増やしていくことが課題となっています。

保育所等訪問支援は、全圏域に事業所が整備されていますが、利用者数が４年間で２倍以上に増加しており、今後も９圏域で増加する見込みのため、さらなる整備が必要です。

【必要量見込み】

児童発達支援のサービス必要量は、８圏域で増加していく見込みとなっています。圏域ごとの必要量に合わせて整備を進めていく必要があります。居宅訪問型児童発達支援は、通所困難な子どもを対象に、居宅に訪問して児童発達支援サービスを提供するものですが、まだ供給体制ができていません。令和５年度には、県全体で24人の利用を見込んでいますので、事業者にも広く啓発し、供給体制の整備を進めていく必要があります。

放課後等デイサービスは、伸び率は落ち着いてくるものの、サービス必要量は引き続き増加していく見込みです。

【確保のための方策】

障害のある子どもに対しては、早期から障害の軽減や基本的な生活能力の習得・向上を図り、将来の社会参加へとつないでいくことが重要です。このため、市町村の乳幼児検診等における早期発見やその後の早期療育の普及など、障害のある子どもやその家族が身近な地域で相談できる体制づくりと早期発見・早期支援の取組を推進していきます。

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援は、より身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスを受けることができるよう、事業所の職員向けに研修を実施するなど人材育成と質的向上を図るとともに、サービス必要量見込みに対応した事業所の整備を推進していきます。

また、増加する発達障害のある人の支援については、身近な地域でライフステージに応じた支援が受けられるよう、発達障害相談支援サポーターの配置や発達障害者地域支援マネジャーを派遣し、地域の相談支援体制の充実を図るとともに、人材育成や普及啓発などに取り組んでいきます。

②障害児入所支援

【現状と課題】

福祉型児童入所支援の利用者は横ばいですが、医療型児童入所支援の利用者は減少傾向にあります。定員数は両サービスとも県全体の利用者数を充足していますが、施設のある圏域が限られていることから、遠距離の施設に入所している子どもの家族等が抱える課題等を把握し、負担感の軽減等につなげていくことが必要です。

また、障害のある子どもや家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、総合的な支援体制の構築を図ることが求められています。

【必要量見込み】

　福祉型児童入所支援の利用者は、ほぼ横ばいの見込みとなっています。また、医療型児童入所支援の利用者は若干増加する見込みとなっていますが、供給体制は概ね充足する状況です。

【令和５年度までの指定障害児入所施設等の必要入所定員総数】

真に入所支援が必要な子どもに対して、適切にサービスを提供できる体制を確保するため、令和５年度末までの必要な指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

【確保のための方策】

障害児入所支援については、施設のある圏域が限られていることから、遠距離の施設に入所している子どもの家族等が抱える課題やニーズ把握に努め、必要な支援策の検討を行っていきます。

医療型児童入所支援は、重症心身障害のある子どもが安心して利用できるよう、必要なサービス等を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、利用者に対するきめ細かい支援を行うとともに、圏域における課題の抽出や社会資源の開発を推進するよう支援していきます。

また、障害のある子どもと家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、ライフステージに沿った支援体制の構築に取り組みます。

（７）サービス必要量の見込み（圏域・市町村別）（略）

４　県の地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生　活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や移動支援、意思疎通支援など、地　域の実情等に応じて市町村が中心となって実施するものです。

県では、広域的な対応が必要な事業や専門性の高い相談支援のほか、意思疎通支援　者の養成・派遣に関する事業などを実施し、市町村を支援する役割を担います。

（１）専門性の高い相談支援事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 、

【発達障害のある人への支援】

○発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として群馬県発達障害者支援センターを設置・運営し、相談支援や発達支援、就労支援のほか、啓発や研修などを実施し、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携して、各ライフステージにおける総合的な支援体制の整備や支援者の育成を進めていきます。

また、より身近な地域で発達障害に関する相談を受けることができるよう、発達障害者地域支援マネジャーの派遣や発達障害相談支援サポーターの配置により、市町村における相談支援体制の充実強化に取り組んでいきます。

【一般就労支援】

○障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターにおいて、市町村やハローワーク、就労移行支援事業所などの関係機関と連携しながら、障害のある人の就業とそれに伴う日常生活または社会生活上の相談支援を一体的に行うとともに、障害者雇用を行う事業主等に対する相談支援を実施します。

【高次脳機能障害のある人への支援】

○高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害支援拠点機関を前橋赤十字病院に設置し、高次脳機能障害のある人に対し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援コーディネーターが、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療ケア・リハビリテーションに関する専門的な相談を行います。

【障害のある子どもへの支援】

○障害児等療育支援事業

保健・医療・福祉・教育の連携のもと、身近な地域で、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。今後は、関係機関と連携し、より身近な地域で適切な療育が受けられるよう、支援体制の強化を図ります。

【発達障害のある人及びその家族等への支援】

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけるため、各市町村においてペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を開催できるよう、早期家族支援研修等の実施により支援体制の整備を進めていきます。

また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児の家族等の集まる場所の提供によりピアサポート活動が行われるよう、支援体制の構築を図っていきます。

【事業実績・実施見込み】

発達障害者支援センター運営事業

センターの実施箇所数

令和元年度（実績）　１箇所

令和３年度　１箇所

令和４年度　１箇所

令和５年度　１箇所

センターの実利用者数

令和元年度（実績）　９９６人

令和３年度　９５０人

令和４年度　９２０人

令和５年度　８９０人

センターの相談支援件数

令和元年度（実績）　２,９４４件

令和３年度　２,７００件

令和４年度　２,６００件

令和５年度　２,５００件

センターから関係機関への助言件数

令和元年度（実績）　１８件

令和３年度　４０件

令和４年度　５０件

令和５年度　６０件

センターの外部機関や地域住民への研修・啓発

令和元年度（実績）　１４回

令和３年度　３０回

令和４年度　３５回

令和５年度　４０回

発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

令和元年度（実績）　８件

令和３年度　８件

令和４年度　８件

令和５年度　８件

発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発

令和元年度（実績）　１２件

令和３年度　１２件

令和４年度　１２件

令和５年度　１２件

障害者就業・生活支援センター事業

センター登録者数

令和元年度（実績）　４,９４１人

令和３年度　５,３４４人

令和４年度　５,５５８人

令和５年度　５,７８０人

年間就職者数

令和元年度（実績）　４９５人

令和３年度　４９０人

令和４年度　４９５人

令和５年度　５００人

高次脳機能障害支援普及事業（支援拠点機関）

支援拠点箇所数

令和元年度（実績）　１箇所

令和３年度　１箇所

令和４年度　１箇所

令和５年度　１箇所

支援拠点の実利用者数

令和元年度（実績）　１５３人

令和３年度　１５０人

令和４年度　１５０人

令和５年度　１５０人

障害児等療育支援事業実施箇所数

令和元年度（実績）　９圏域

令和３年度　９圏域

令和４年度　９圏域

令和５年度　９圏域

（２）専門性の高い意思疎通支援事業　　　　　　　　　　　　　　　　　 、

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】

○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障害のある人や中途失聴者等の自立と社会参加を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を養成するための研修を実施していきます。

○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳、介助員を養成するための研修を実施していきます。

○失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修を実施していきます。また、派遣事業については、養成状況を踏まえ、派遣体制の検討を進めていきます。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人や中途失聴者等の自立と社会参加を図るため、市町村での対応が困難な専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施していきます。

○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を　　行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業を実施していきます。

【市町村間相互の連絡調整】

○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間相互の連絡調整事業

手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村では対応困難な市町村間の連絡調整を行います。

【事業実績・見込み】

手話通訳者

養成研修（定員）

令和元年度（実績）　１１人

令和３年度　２０人

令和４年度　２０人

令和５年度　２０人

派遣人数

令和元年度（実績）　７８３人

令和３年度　１,１１５人

令和４年度　１,１３０人

令和５年度　１,１４５人

要約筆記者

養成研修（定員）

令和元年度（実績）　２７人

令和３年度　３０人

令和４年度　３０人

令和５年度　３０人

派遣人数

令和元年度（実績）　４２２人

令和３年度　４２０人

令和４年度　４２０人

令和５年度　４２０人

盲ろう者向け通訳・介助員

養成研修（養成数）

令和元年度（実績）　９人

令和３年度　３０人

令和４年度　３０人

令和５年度　３０人

派遣人数

令和元年度（実績）　６７４人

令和３年度　６８５人

令和４年度　６９０人

令和５年度　６９５人

失語症者向け意思疎通支援者

養成研修（養成数）

令和元年度（実績）　０人

令和３年度　２０人

令和４年度　２０人

令和５年度　２０人

　※養成研修の実績は研修修了者数

　※手話通訳者の養成数は、実践コースの受講者数

　※要約筆記者は、２年間の研修課程

（３）広域的な支援事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 、

【相談支援体制の強化】

○都道府県相談支援体制整備事業

障害のある人への支援体制について、広域的・専門的な見地から協議する場として、群馬県障害者自立支援協議会を設置・運営するとともに、アドバイザーを配置して、市町村協議会等への助言や情報提供を行うなど、市町村協議会と連携しながら地域の相談支援体制の充実を進めていきます。

【精神障害のある人への支援】

○精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害のある人の自立した日常生活や社会参加を図るため、地域移行を推進するための会議の開催やピアサポート事業の活用をはじめとする地域移行・地域生活支援事業など、広域調整や専門性が高い相談支援等に取り組んでいきます。

【医療的ケア児・重症心身障害のある人への支援】

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

日常生活を営むために医療を必要とする障害のある子どもや重症心身障害のある人が地域で安心して生活できるよう、必要な支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を全圏域に配置します。

【発達障害のある人の支援体制強化】

○発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

医療・保健・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係機関による群馬県発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害のある人への支援体制について、地域の状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証し、地域の実情に応じた体制整備を進めていきます。

【事業実績・見込み】

都道府県相談支援体制整備事業

アドバイザー人数

令和元年度（実績）　１２人

令和３年度　１２人

令和４年度　１２人

令和５年度　１２人

精神障害者地域生活支援広域調整等事業

地域生活支援広域調整会議等事業（サブ協議会開催回数）

令和元年度（実績）　２回

令和３年度　２回

令和４年度　２回

令和５年度　２回

地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート新規養成数）

令和元年度（実績）　１７人

令和３年度　１７人

令和４年度　１７人

令和５年度　１７人

（精神科病院訪問回数（交流活動））

令和元年度（実績）　１１７回

令和３年度　１２３回

令和４年度　１２４回

令和５年度　１２５回

（交流患者延べ数）

令和元年度（実績）　１，７６８人

令和３年度　２，３３０人

令和４年度　２，３４０人

令和５年度　２，３５０人

発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

協議会の開催回数

令和元年度（実績）　２回

令和３年度　２回

令和４年度　２回

令和５年度　２回

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

令和元年度（実績）　５１人

令和３年度　５１人

令和４年度　５１人

令和５年度　５１人

（４）　市町村が行う地域生活支援事業への支援　　　　 　　　　　　 、

市町村が行う地域生活支援事業は、障害のある人やその家族等からの相談支援や移動支援、日中活動の場となる地域活動支援センターの運営など、地域の実情に応じて住民に身近な市町村が中心となって実施するものです。

県では、市町村における事業実施の状況把握や情報提供を行うなど、市町村の各種事業の実施を促進するとともに、専門的・広域的な地域生活支援事業を展開することで市町村における取組を支援し、障害のある人の相談支援・地域生活支援の体制整備を進めていきます。

第５章　その他の数値目標

第４章の数値目標の他に、障害者施策を効果的に推進するため、これまでの実績を踏まえ、基本目標ごとに以下の目標を設定します。

基本目標①　お互いの理解の促進、共生社会の実現

項目：DET（障害平等研修）の県内での受講者数

R1年度末(実績)：１年あたり２，３７７人

R8年度末(目標)：１年あたり２，５００人

項目：「心の輪を広げる体験作文」応募数

R1年度末(実績)：１年あたり２３７作品

R8年度末(目標)：１年あたり２５０作品

項目：「心の輪を広げる障害者週間のポスター」応募数

R1年度末(実績)：１年あたり８２作品

R8年度末(目標)：１年あたり９０作品

項目：「障害者作品展」出品数

R1年度末(実績)：１年あたり２５９作品

R8年度末(目標)：１年あたり３２０作品

項目：県障害者スポーツ大会の参加人数

R1年度末(実績)：１年あたり１，７７２人

R8年度末(目標)：１年あたり１，９００人

基本目標③　安全で安心できる地域づくり

項目：「人にやさしい福祉のまちづくり条例」適合証交付数

R1年度末(実績)：１１１件

R8年度末(目標)：１４０件

項目：思いやり駐車場利用証制度の協力施設数

R1年度末(実績)：８４７施設

R8年度末(目標)：９００施設

※「基本目標②　自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本意の総合的支援」の推進状況を計る指標は、第４章の数値目標を使用。